

下関市立大学附属図書館公開規程

〔平成3年4月8日 私立大学規程第1号〕

改正 平成7年6月29日私立大学規程第6号 平成8年9月24日私立大学規程第3号

平成10年12月9日市立大学規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、下関市立大学附属図書館規程(平成2年市立大学規程第1号)第2条の規定に基づき、下関市立大学附属図書館(以下「図書館」という。)を下関市民等に対し、学術的な調査研究に資するため公開することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号の一の該当する者とする。ただし、大学受験等のための利用を除く。

(1) 下関市内に住所を有する者

(2) 下関市内に事業所を有する者又は下関市内の事業所に勤務する者

(公開日)

第3条 図書館は、次の日を除き公開する。

(1) 休館日

(2) 本学の定期試験期で、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める期間

(3) 前2号に掲げるもののほか館長が必要と認める期間

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 9時から17時30分まで

(2) 日曜日及び土曜日 9時30分から17時まで

2 館長は、必要があると認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用申込み)

第5条 図書館を利用する者は、あらかじめ図書館利用申込書(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

(利用者証)

第8条 館長は、前条の申込書により利用目的等が適当と認めるときは、申込者に図書館利用者証(以下「利用者証」という。)を交付する。

2 利用者証の有効期間は、発行の日から当該年度末日までとする。

(利用の範囲及び方法)

第7条 利用できる資料は、図書館が所蔵する図書及び資料(以下「図書」という。)とする。

2 利用者は、入館に際し、利用者証により所定の手続きをとらなければならない。

3 利用者は、館内では職員の指示に従わなければならない。

- 4 館内で同時に閲覧できる図書は、2冊以内とする。
- 5 利用者は、図書の館内閲覧のほか、本学の教育研究に支障のない限り、館長の指定する種別の図書を、2冊2週間の範囲で館外へ帯出することができる。
- 6 利用者は、利用者証の他に身分を証明する者を携帯し、職員から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、下関市立大学附属図書館規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。